

質問票に対する回答

⑧ 税源の配分・財政の調整

3. 特別区間の配分について

	質問要旨	回答要旨
1	・特別区ごとの格差は広がらないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度では、収支格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられており、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。 ・とりわけ、固定資産税や法人市民税等については、企業集積の差等による地域偏在があるため、これらを財政調整制度の原資として財源の均衡化を図っています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf
2	・特別区の財源充実はなぜ10年間だけなのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。 ・この仕組みによって、特別区にも住民サービスを維持していける財源が配分されることとなりますが、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源配分の措置を講ずるものです。 ・こうした趣旨から、追加的な財源配分は経過措置とし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に設定しました。
3	・生活保護受給者が多いなど、社会保障経費の財政負担の多くなる特別区は、財政が厳しくなるのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者向けの住民サービスや生活保護費などの財政需要が多い特別区には、特別区財政調整交付金も多く配分される仕組みとなっています。 ・特別区財政調整交付金は、国の地方交付税と同様に、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数、生活保護受給者数など、様々な客観指標を考慮して算定します。 ・特に、生活保護費など義務度の高いものは実態に応じて算定することとしています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf

	質問要旨	回答要旨
4	<p>・各区が予算獲得のために無駄遣いするといったことが考えられる。その点についてどう対策していくのか。</p>	<p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となります。</p> <p>・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。</p> <p>・そのため、各特別区の判断で増やした経費をそのままカバーするものではなく、無駄遣いすると予算が獲得できるというものではありません。逆に、行政の効率化に独自で取り組んだ効果を生み出すことができれば、その特別区において効率化の成果を活用することができます。</p>
5	<p>・4区のうち北区・中央区の税金と淀川区・天王寺区の税金に差がありすぎるのではないかと。もっと財政調整制度は考えるべきではないか。</p>	<p>・特別区制度では、収支格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられており、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。</p> <p>・とりわけ、固定資産税や法人市民税等については、企業集積の差等による地域偏在があるため、これらを財政調整制度の原資として財源の均衡化を図っています。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
6	<p>・財政の担保がなければサービスができない。財政の担保が今後できるのか。</p>	<p>・特別区制度では、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じて、それぞれに財源を配分することとしています。</p> <p>・なお、特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するための参考資料である財政シミュレーションでは、特別区に収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>
7	<p>・財源の配分・財源の調整について、「特別区ごとで収入に大きな差が出ないように配分」と、あります。その基準は何ですか。</p> <p>・4特別区のそれぞれに議会が出来たら、各区の財源を各区で独占する事を、考え始めるでしょう。そう仮定すると、4特別区間で大きな格差が生じるのではないですか。</p>	<p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となるため、収支格差が生じることのないよう調整され、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分する仕組みとなっています。</p> <p>・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。その見直しには大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要であり、特別区間に格差を生じるような恣意的な運用はできないものです。</p> <p>・詳しくは説明パンフレットP27,28 ページの「税源の配分・財政の調整」及び、以下のHPに掲載している、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>

	質問要旨	回答要旨
8	<p>・各区への財源配分率の方針が知りたい。</p>	<p>・企業集積の差等により地域偏在がある固定資産税や法人市民税等を原資とした財政調整制度を設けることで、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分し、特別区間の財源の均衡化を図ることとしています。</p> <p>・各特別区への具体的な財源配分(特別区財政調整交付金)は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対して交付することが基本となります。また、標準的に行う住民サービスの費用算定においては、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な客観指標を考慮することとしています。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
9	<p>・区役所が老朽化、災害で建て替える必要が出た場合、予算が足りなくなると思いますがその時はどうするのですか？</p>	<p>・将来、各特別区において庁舎を建設する場合には、最初の庁舎整備に限り、その費用の一部は、各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金の特別交付金で措置することとされています。具体的な算定ルールの設定については、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議して定めます。</p>
10	<p>パンフレット問6答6について 「大阪市廃止直後と、何年かは、協定書に明記されているから、ほぼ確実。」と判断すべきか、 「協定書には、様々な、特例事項、例えば、「4区と府知事の協議会で協議して」という記述がいっぱいあり、「不安だけど、大丈夫なの」ということは十分当たっている。」と判断すべきか、 「大阪市廃止後、配分の協議の規定はあるが、協議の目的が、「4つの区で差が生まれない」以外にもいっぱいあるので、年が経つほど、差が生まれる可能性は高くなる。」と考えるべきか。</p>	<p>・特別区制度では、事務分担に応じた必要な財源が配分される制度設計をしています。特別区設置後は、この財政調整制度が運用されることで、大阪市が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう各特別区に財源が配分されることとなります。</p>
11	<p>パンフレット問9答9について ・仕組みが決まっているから大丈夫だ。と考えるべきか、各特別区が、基準や算定を変えるときに課題が生じると考えるべきか。(今までは、大阪市長の権限で、24区のうちしんどい区に手立てすることができたが、特別区の独自予算を越える手立ての場合、4区 of 了解が必要で、拒否する区があったら、今度は府知事も入れた調整が必要になるため、スピード感が失われ、ニアイズバターとは程遠い。)</p>	<p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となるため、収支格差が生じることのないよう調整され、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分する仕組みとなっています。</p> <p>・この算定基準については、地方交付税や地方財政制度の動向等を踏まえて、大阪府・特別区協議会(仮称)において毎年度精査することとしています。</p>

	質問要旨	回答要旨
12	<p>・特別区の自主財源額は、各区ごとに差があるため、10年間各区に20億円の追加財源を配分しても差は埋まらないと思います。一律20億円ではなく、各区の税収により配分額を変える方が、大阪市の時に全体的に市民へのサービスを配分していたことから不公平感がなくなるかと思いますが、配分額の見直しの検討はあるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追加配分する各年度20億円の特別加算は、4特別区合計での金額です。 ・特別区財政調整交付金(各特別区に財政調整財源を配分するもの)の合計額に加算することとしています。 ・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税収などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となります。そのため、収支格差が生じることのないよう財政調整され、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。 ・とりわけ、固定資産税や法人市民税等については、企業集積の差等による地域偏在があるため、これらを財政調整制度の原資として財源の均衡化を図っています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 <p>特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
13	<p>・財政確保などの面で、他区との格差が発生することがあるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度では、収支格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられており、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。 ・とりわけ、固定資産税や法人市民税等については、企業集積の差等による地域偏在があるため、これらを財政調整制度の原資として財源の均衡化を図っています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 <p>特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
14	<p>・特別区間での収支不均衡により、予算の取り合いがおきるのではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税収などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となります。 ・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。 ・そのため、各特別区の判断で増やした経費をそのままカバーするものではなく、取り合いによって予算が獲得できるというものではありません。
15	<p>・生活保護者が多い区と一緒にになると心配だ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者向けの住民サービスや生活保護費などの財政需要が多い特別区には、特別区財政調整交付金も多く配分される仕組みとなっています。 ・特別区財政調整交付金は、国の地方交付税と同様に、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数、生活保護受給者数など、様々な客観指標を考慮して算定します。 ・特に、生活保護費など義務度の高いものは実態に応じて算定することとしています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 <p>特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>

	質問要旨	回答要旨
16	<p>・特別区の区議会が大阪府や他の3区の区議会と異なる政策を施した場合、不当な扱いを受けることはありませんか。</p>	<p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となるため、収支格差が生じることのないよう調整され、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分する仕組みとなっています。</p> <p>・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。その見直しには大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要であり、特別区間に格差を生じるような恣意的な運用はできないものです。</p> <p>・詳しくは説明パンフレットP27,28 ページの「税源の配分・財政の調整」及び、以下のHPに掲載している、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
17	<p>・特別区の基準財政需要額が調整財源を上回った場合は府の一般財源から補充するのですか。それとも東京のように基準財政需要額を割り落とすのですか。</p>	<p>・都区財政調整制度では、各特別区への配分財源である財政調整財源及び特別区財政調整交付金の総額が先に決まり、それに合わせて各特別区への配分基準を調整することとなります。これは国の地方交付税でも東京でも同様です。</p> <p>・特別区財政調整交付金の総額と実際に算定した交付金の額の合計の間には、若干の過不足が生じると想定されますが、不足が生じた場合の調整方法については、基準財政需要額に調整率を掛けて総額に合わせつけるよう地方自治法施行令(第210条の12第2項)に規定されており、東京でも同様の扱いとなります。(地方交付税でも地方交付税法第10条第2項で同趣旨の規定があります。)</p>
18	<p>・特別区になったら、4名の区長が見ることで住民のニーズを拾い上げ細やかなサービスができるとのことですが、今までの財源が減ると、トータルで見るとサービスの低下につながるのではないのでしょうか。</p>	<p>・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるように、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに応じて税などの財源を配分するものです。それぞれが配分された財源を活用し、事務を適切に実施していくこととなります。</p> <p>・また、特別区間の収支格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられており、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。</p> <p>・なお、特別区の財政シミュレーションでは、特別区に収支不足は発生しない見込みとなっています。</p> <p>※特別区の財政シミュレーションは、大阪市が毎年度作成している「今後の財政収支概算(粗い試算)」(2020年(令和2年)3月版)を推計の基礎(現在の大阪市の住民サービスの事業費が含まれています)とし、特別区の制度設計を前提に特別区と大阪府に仕分け、これに反映されていない改革効果額・組織体制の影響額・特別区設置に伴うコストを加味して試算しています。</p>

	質問要旨	回答要旨
19	<p>説明パンフレットP27に、「各特別区には、各区の収支不均衡を是正できるよう、財源を配分します」と記載がありますが、各特別区は財源が不足する場合に大阪府に不足額を要求するのですか？不足額を要求する場合、各特別区議会の議決が必要ですか？また、各特別区が独自のサービスを拡充するため(例えばガン検診の対象者を増やす)に財源が不足する場合、大阪府にその独自サービスの不足額を要求することが出来ますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となります。 ・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものに加え、特別区長の政策選択に活用できる単独で事業を行う財源枠を人口按分で配分することとしています。 ・そのため、各特別区の独自サービスについては、各特別区長が住民の提案などを受け止め、区民税などの自主財源や配分された財源をマネジメントしながら施策を選択していくことが基本となります。特別区長のマネジメントのもとで、その他の財源と組み合わせることで独自のサービス充実を図ることも可能です。
20	<p>・生活保護者が多い区は財政が厳しくなり、住民サービスが悪化するのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者向けの住民サービスや生活保護費などの財政需要が多い特別区には、特別区財政調整交付金も多く配分される仕組みとなっています。 ・特別区財政調整交付金は、国の地方交付税と同様に、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数、生活保護受給者数など、様々な客観指標を考慮して算定します。 ・特に、生活保護費など義務度の高いものは実態に応じて算定することとしています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 <p>特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
21	<p>・特別区毎の格差が生まれないか懸念。財源は財政調整交付金で調整するということだが、永年調整するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整制度は地方自治法に定められた制度であり、将来にわたり、法令に基づいて実施されます。 ・財政調整制度では、収支格差が生じることのないよう大阪府が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。 ・とりわけ、固定資産税や法人市民税等については、企業集積の差等による地域偏在があるため、これらを財政調整制度の原資として財源の均衡化を図っています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 <p>特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>

	質問要旨	回答要旨
22	<p>・大阪府から特別区4区への財源はどんな割合で何を根拠に割り振りされるのか。</p>	<p>・企業集積の差等により地域偏在がある固定資産税や法人市民税等を原資とした財政調整制度を設けることで、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分し、特別区間の財源の均衡化を図ることとしています。</p> <p>・各特別区への具体的な財源配分(特別区財政調整交付金)は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対して交付することが基本となります。また、標準的に行う住民サービスの費用算定においては、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な客観指標を考慮することとしています。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
23	<p>・住民説明会資料では大企業や富裕層が集まる中央区・北区と中小企業や貧困層が集まる天王寺区淀川区では商業販売額に数倍から数十倍の差があるため、区毎に貧富の差が出るのではないのか。</p>	<p>・特別区制度では、収支格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられており、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分します。</p> <p>・とりわけ、固定資産税や法人市民税等については、企業集積の差等による地域偏在があるため、これらを財政調整制度の原資として財源の均衡化を図っています。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
24	<p>・4区長+府知事の協定により、任意の特別区への配分が削減され、区民の要望に充分に応じることができなくなるレベルまで行政サービスを低下させないといけなくなる事態が発生する、という可能性はあるのか。</p>	<p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となるため、収支格差が生じることのないよう調整され、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分する仕組みとなっています。</p> <p>・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。その見直しには大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要であり、特別区間に格差を生じようとする恣意的な運用はできないものです。</p> <p>・詳しくは説明パンフレットP27,28 ページの「税源の配分・財政の調整」及び、以下のHPに掲載している、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>

	質問要旨	回答要旨
25	<p>・特別区設置後に大阪府に一度移譲された税の4つの特別区に配分される配分比率の詳細はどのようになっていますでしょうか？ 根拠とともにご説明をお願いします。</p>	<p>・企業集積の差等により地域偏在がある固定資産税や法人市民税等を原資とした財政調整制度を設けることで、大阪府が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分し、特別区間の財源の均衡化を図ることとしています。</p> <p>・各特別区への具体的な財源配分(特別区財政調整交付金)は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対して交付することが基本となります。また、標準的に行う住民サービスの費用算定においては、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な客観指標を考慮することとしています。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
26	<p>・法人市民税や固定資産税を一旦府税として徴収しそののち協議を経て財政調整交付金として各区に配分するというのは法律によるのか。 ・また地方交付税交付金は、特別区ごとでなく4区一括でしか交付されないことで減額になるのではないのか。</p>	<p>・特別区財政調整交付金は、地方自治法第282条に基づく制度です。都(大阪の場合は府)が徴収する法人市民税や固定資産税などの財政調整財源を各特別区に配分することが定められています。</p> <p>・また、特別区設置後の地方交付税は、地方交付税法の特例規定により、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されます。現行の大阪府と大阪市の総額は維持されます。なお、特別区へは財政調整交付金により配分されます。</p>
27	<p>・財政調整制度における基準財政需要額の詳細はどこにあるのでしょうか。 ・また、説明パンフレットP28 の財政調整財源の中にある地方交付税相当額とは何でしょうか。</p>	<p>・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用(基準財政需要額)から、各特別区の税金など(基準財政収入額)を控除した財源不足額に対応して交付することが基本となるため、収支格差が生じることのないよう調整され、大阪府が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分する仕組みとなっています。</p> <p>・この基準財政需要額の算定では、(ア)地方交付税の算定に準拠して、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して特別区(中核市並み)の標準的な財政需要を客観的に算定するのに加え、大阪独自に(イ)大阪特有の実情を反映するため生活保護費等の義務度の高い経費の加算、(ウ)大阪府で発行した地方債(既発債)の償還費用の全額、(エ)特別区長の政策選択に活用できる単独で事業を行う財源枠(単独事業枠)も算定することとしています。</p> <p>・詳しくは以下のHPに掲載している、特別区制度(案)6. 財政調整のP17をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p> <p>・また、大阪府・大阪市がともに地方交付税の交付団体である実情を踏まえ、現行法上の財政調整財源に加えて、地方交付税相当額(市町村算定分)を特別区に配分する制度設計としているため、記載しております。</p>

	質問要旨	回答要旨
28	<p>財政調整交付金3600億円は特別区に配分するというが、公平なルールを作成すべきでないか。知事と区長との関係性で格差が生じないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となるため、収支格差が生じることのないよう調整され、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分する仕組みとなっています。 ・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。その見直しには大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要であり、特別区間に格差を生じるような恣意的な運用はできないものです。 ・詳しくは説明パンフレットP27,28 ページの「税源の配分・財政の調整」及び、以下のHPに掲載している、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf
29	<p>税源の配分・財政の調整について、本当に各区の収支不均衡を是正できるよう財源を配分できるのか。大阪府にいちいちお伺いを立ててお金をもらわなければ新たな施策ができない構造になるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となるため、収支格差が生じることのないよう調整され、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう各特別区に財源を配分する仕組みとなっています。 ・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。その見直しには大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要であり、特別区間に格差を生じるような恣意的な運用はできないものです。 ・なお、こうして各特別区に配分された財源をどのように使うかは、各特別区が自主的に決めることができ、大阪府の関与はありません。特別区長のマネジメントのもとで、その他の財源と組み合わせて独自のサービス充実を図ることも可能です。 ・詳しくは説明パンフレットP27,28 ページの「税源の配分・財政の調整」及び、以下のHPに掲載している、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf
30	<p>生活保護世帯が一番多くなる区では、これまで24区で支えあっていたのに、財政が厳しくなるのではないか。国庫負担金が3/4充てられることとなるが、これは国から直接特別区へ交付されるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費の国庫負担金は、国から特別区へ直接交付されることとなります。 ・各特別区においても一般財源による負担が必要となりますが、生活保護費などの財政需要が多い特別区には、特別区財政調整交付金も多く配分される仕組みとなっています。 ・特別区財政調整交付金は、国の地方交付税と同様に、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数、生活保護受給者数など、様々な客観指標を考慮して算定します。 ・特に、生活保護費など義務度の高いものは実態に応じて算定することとしています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf